（保険業法施行令の一部改正）

第十六条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第百四十五条の三第三号」を「第百四十五条の三第一項第三号」に、「第百七十七条第三号」を「第百七十七条第一項第三号」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

登録免許税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十八号

登録免許税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項並びに第三十一条第二項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第二十四条の二第三項及び」を削る。

第二十九条中「第二十二条（法第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第二十二条」に改め、同条第一号中「第二十四条の二第三項及び」を削る。

第三十条の次に次の二条を加える。

（納付受託者の指定要件）

第三十条の二　法第二十四条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　納付受託者（法第二十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが登録免許税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二　納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

（納付受託者の納付に係る納付期日）

第三十条の三　法第二十四条の五第一項に規定する政令で定める日は、納付受託者が法第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（収納機関の休日以外の日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日までの取引日で当該納付受託者に係る所管省庁の長（法第二十四条の四第一項に規定する所管省庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと当該所管省庁の長が認める場合には、その承認する日）とする。

第三十一条第一項第一号中「事実のうち」を「場合の」に、「区分及び当該事実に」を「別及びその」に改め、同条第二項第四号中「及び第五号」を「に掲げる事項（法第二十四条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その旨）及び前項第五号」に改め、同条第三項中「登記等を受けた」を「同項の登記等に係る」に改め、同項第四号中「納付した日」の下に「（法第二十四条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納付の委託をした日）」を加え、同条第四項第二号中「及び第四号」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該登録免許税を納付した収納機関の名称及び納付した日

第三十四条中「第一号」を「第二号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第二十四条の二第一項に規定する」を「第二十一条に規定する電子情報処理組織を使用して登記等の申請又は嘱託を行う」に、「法第二十一条から第二十四条」を「同条から法第二十三条」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　法第二十四条第一項の書類

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十九号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第一項及び第十項、第三十条第十三項、第五十七条の四第七項、第五十九条の二第一項並びに第六十条第八項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「で譲渡する物品の範囲、手続等」を「における免税販売手続等」に改め、同条第十七項中「第二項第一号ロ」を「第三項第一号イ及びロ」に、「同号ロに規定する旅券等に記載された情報」を「旅券情報等」に、「第六項」を「第七項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者」を「第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者」に、「非居住者」を「免税購入対象者」に、「居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる」及び「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に、「第十八条第二項第三号」を「第十八条第三項第三号」に、「なる時」を「なくなる時」に、「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「非居住者」を「免税購入対象者」に、「第二項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二項第三号ロ」を「第三項第一号ロに規定する書類の写し、同項第三号ロ」に、「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号及び第二号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に、「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に、「同項第